## 新技術・新工法の評価・検証に際しての評価基準

新技術・新工法の評価・検証の方法は次のとおりとする。

## 1. 評価・検証の項目

項目	審査項目		
実効性	施工実績などをもとに確実な効果が実証できるか		
	豊洲に適用が可能で、実現の可能性は高いか		
	長期的に効果が持続するか		
施工性	施工のしやすさはどうか		
	工事の安全性は確保されているか		
環境への配慮	周辺環境への影響は少ないか		
経済性	コスト削減効果はどうか		
工期	工期短縮の程度はどうか		

## 2. 評価・検証に際しての評価基準(案)

評価・検証の項目には下表のとおり配点する。審査項目ごとに、5 段階評価による得点化方法 に基づき評価を行い、評価できる場合は、その内容に応じた得点を付与する。

審査項目			
実効性	施工実績などをもとに確実な効果が実証できるか		
	豊洲に適用が可能で、実現の可能性は高いか		
	長期的に効果が持続するか		
小計			
施工性	施工のしやすさはどうか		
	工事の安全性は確保されているか		
小計			
環境への配慮	周辺環境への影響は少ないか		
小計			
経済性	コスト削減効果はどうか		
小計			
工期	工期短縮の程度はどうか	·	
小計			
計			

5段階評価による得点化方法			
優れている	(A)		
(A)と(C)の中間程度	(B)		
標準	(C)		
(C)と(E)の中間程度	(D)		
得点水準に達しない	(E)		

## 3. 留意事項

- ・事務局による基礎審査において、公募要件を満たさないものは、評価・検証の対象としない。
- ・ 評価・検証は、各委員による個別評価を行ったうえで、会議において合議のうえ、最終的な評価を確定する。
- ・ 委員との利害関係者からの提案があった場合は、当該委員はその提案の評価は行わない。
- ・評価・検証を行う際、委員には提案者名を明らかにしない。